

庄原市監査委員告示第 5 号

平成 27 年 3 月 3 日付け庄原市監査委員告示第 2 号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、庄原市長及び庄原市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成 27 年 8 月 6 日

庄原市監査委員	高	野	美	則
同	田	中	五	郎

平成26年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
〔補助金交付団体：庄原市スポーツ少年団本部 補助金名：庄原市スポーツ少年団育成支援補助金（所管部署：生涯学習課）〕			
ア活動状況の把握について（団体に対するもの）	補助金は、その86％が各支部へ配分され、そこから各団体の活動へ助成しているが、活動実績、決算報告書等資料が無い団体や、報告内容（助成金額）に誤りがある団体が見受けられた。平成20年度に指摘した事項であり、活動状況及び活動費等の執行状況を適正に把握され、有効に活用されているか確認に努められたい。	指摘を受け、市スポーツ少年団本部に対し詳細な事情聴取を行いました。 現在、市教委から本部へ交付した補助金は、各支部を通じて各単位スポーツ少年団に再配分されるとともに、事業完了後には実績報告書（事業報告書及び収支決算書）を本部へ提出するよう各単位スポーツ少年団へ依頼していましたが、書類作成の有無を含め、徹底が不十分であったことを確認しました。 現状を踏まえ、生涯学習課として各支部及び単位スポーツ少年団を含む全団体から実績報告書の提出を徹底することとし、指導を行いました。平成26年度実績報告分からを対象に、統一的な様式を示すとともに、本部への報告期限を設定した上で、平成27年2月25日付けで全団体へ依頼しました。 なお、全団体から提出された後、生涯学習課により出納整理期間内（平成27年5月末）を目途に実績報告書類の確認を行います。 また、領収書等の証拠書類は、各団体において原則5年間の保存とすることとしますが、確認時に内容に疑問・不明な支出等が見受けられる場合は、別途証拠書類の提示や事情聴取を求める等、随時適正な執行を行うよう指導を行います。	庄原市補助金交付規則

平成26年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
〔公の施設の管理団体：株式会社里山総領 施設名：庄原市ふるさとセンター田総（所管部署：総領支所産業建設室）〕			
ア施設管理について （所管部署に対するもの）	施設の劣化、空調の故障等が生じているため、管理運営に支障をきたしている。 安全かつ有効な施設運営を図るためにも、速やかな対応に努められたい。	引き続き計画的に修繕し、安全かつ有効な施設運営が図られるよう努めます。	
イ収支決算書について （団体に対するもの）	収支決算は、指定管理料の適正性の評価及び団体自らが指定管理料と実際に執行する管理運営費とのバランスを適正に把握するために必要と考えられるため、正確性が確保される必要があり、一定の基準を定めて統一的に計算整理をしなければ期間比較等財政状態の把握が困難となる。 一般管理費について、計画額での計上が見受けられた。実績額に基づいた決算額の計上について検討されたい。	平成26年度の収支決算書から項目を増やし、わかりやすい記載に努め、統一的な計算整理を行い、事務処理の改善に取り組んでいることを確認しました。 一般管理費においても実績額に基づいた決算額の計上を確認しました。	
ウ経理業務について （団体に対するもの）	現金管理においては、不正や誤びゅうを招きやすく、その予防への配慮が必要となる業務である。金融機関への速やかな入金処理等、経理規程を整備され、それに沿った適正な管理について検討されたい。	現金管理は必要最小限とし、金融機関への入金処理について規程を設け、事務改善が図られたことを確認しました。	
エ利用料金について （団体に対するもの）	事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができていない。承諾を受けた額と異なる件が見受けられたので留意されたい。	事前に市の承諾を受けた額で収受することを指導し、適正に処理がなされていることを確認しました。	庄原市交流研修施設設置及び管理条例第4条第4号及び第7条 庄原市ふるさとセンター田総指定管理基本協定書第27条

平成26年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
〔公の施設の管理団体：特定非営利活動法人庄原市芸術文化センター 施設名：庄原市民会館（所管部署：生涯学習課）〕			
ア事務手続きについて（所管部署及び団体に対するもの）	行政財産の使用許可が見受けられなかった。また、管理施設について、基本協定書に一部内容変更を伴うものがあったが、手続きがされていなかった。各種事務手続きを適時適正に行われたい。	平成27年度より、行政財産の使用許可の事務手続きを適正に実施します。 管理施設における基本協定書の内容の一部変更については、早急に必要の手続きを行います。 その他、各種事務手続きを適時適正に行うよう努めます。	庄原市民会館設置及び管理条例 庄原市民会館設置及び管理条例 施行規則
イ利用料金について（団体に対するもの）	事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。利用料金の算定において誤りが見受けられたので留意されたい。	公の施設の利用料金の算定について適正に行うことと、手続きには複数人による確認を行うよう関係団体に指導を行いました。	庄原市民会館設置及び管理条例 庄原市民会館設置及び管理条例 施行規則
〔公の施設の管理団体：東城自治振興区 施設名：東城文化ホール（所管部署：東城教育室）〕			
ア事務手続きについて（所管部署に対するもの）	協議事項が生じた際には文書で記録されたい。また、年度終了後の実績報告に基づく業務の実施状況の確認についても、文書で保存することが望ましいので検討されたい。	平成27年度以降、協議事項が生じた際又は実績報告に基づく業務の実施状況の確認についても、文書で保存することとします。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成26年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
イ収支決算書について（団体に対するもの）	収支決算は、指定管理料の適正性の評価、及び団体自らが指定管理料と実際に執行する管理運営費とのバランスを適正に把握するために必要と考えられるため、正確性が確保される必要がある。 各検討材料として重要な資料である「ホール活用事業実績書」の収支に誤りが見受けられた。報告書の信頼性確保に努められたい。	団体による改善報告書の提出を受け、平成27年度以降、団体が各関係報告書類を正確に作成・提出しているか確認するとともに、随時指導を行います。 平成25年度指定管理料の収支決算については、訂正後の収支決算書と事業実績書の提出を受け、適正な収支決算を確認しました。 なお、平成25年度に指定管理料を変更していますが、これは当初の指定管理料の積算の段階で施設の使用料収入を多く見込んでいたことを要因とする変更であるため、支払済の指定管理料を平成25年度の指定管理料とすることで整理しました。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
ウ利用料金について（団体に対するもの）	事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。 減免許可に係る根拠書類の添付や適用条項の記載もれ、また、利用料金の算定において誤りが見受けられたので留意されたい。	団体による改善報告書の提出を受け、平成27年度以降、担当室として、団体が適正に事務処理や利用料金の算定をしているか確認するとともに、随時指導を行います。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例